

健長第2246号
平成30年9月27日

山梨県作業療法士会長 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長
(公 印 省 略)

「リハビリテーション推進期間」の開催について

日頃より高齢者福祉行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本県では、地域包括ケアシステムの推進による地域づくりや住民主体の介護予防を積極的に普及するため、平成30年10月31日(水)から11月15日(木)までをリハビリテーション推進期間とし、別添開催要領に基づき関連事業を開催いたします。

については、本事業について御承知おき下さいますようお願い申し上げます。

○リハビリテーション推進期間

日 時 平成30年10月31日(水)～11月15日(木)

○介護予防・リハビリテーションのつどい

日 時 平成30年11月15日(木)

○高校生一日リハビリテーション体験

日 時 平成30年10月31日(水)

山梨県福祉保健部健康長寿推進課

認知症・地域支援担当 白倉

TEL 055-223-1450

FAX 055-223-1469

平成30年度 リハビリテーション推進期間実施要領

1 趣 旨

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築や人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進している。

地域包括ケアシステムにおいて、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランスよく働きかけることが重要であり、日常生活の活動を高め、家庭や社会の参加を促し自立支援を促すとともにQOLの向上を目指すものとしている。

こうした中で、リハビリテーション推進期間を設け、地域包括ケアシステムや地域づくりによるリハビリテーションの重要性について普及啓発を図る。

2 主 催

山梨県

3 実施期間

平成30年10月31日（水）～11月15日（木）

4 事業内容

事業名	内容	日程	会場
リハビリテーション広報活動	地域づくりのための介護予防について啓発活動を実施する。	10月31日～ 11月15日	全県下
リハビリテーションのつどい	一般住民向けにリハビリテーションの普及啓発のための講演、リハビリテーション相談会、進路相談会等を開催する。	11月15日（木）	
高校生一日リハビリテーション体験	高校生を対象に、リハビリテーション医療の実際を医療機関で体験学習し、リハビリテーションの重要性を学ぶ。	10月31日（水）	山梨県リハビリテーション病院・施設協議会 19 加盟病院、他民間医療機関

5 事業協力

山梨県リハビリテーション病院・施設協議会、山梨県理学療法士会、山梨県作業療法士会、山梨県言語聴覚士会、山梨県歯科医師会、山梨県歯科衛生士会、山梨県栄養士会、健康科学大学、帝京科学大学